

小規模多機能ホーム宮内温泉湯治の館ひまわり運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人みやうちが開設する小規模多機能ホーム宮内温泉湯治の館ひまわり（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）は、要介護者であって認知症の状態にあるものに対し、適切な小規模多機能型居宅介護の提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地、次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能ホーム宮内温泉湯治の館ひまわり
- (2) 所在地 広島県廿日市市宮内字佐原田4215番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び兼務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名
介護支援専門員は、登録者の「居宅サービス計画」の作成、法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、「小規模多機能型居宅介護計画」の作成業務に従事する。
- (3) 介護従業者 10名以上（うち看護職員1名以上、常勤1名以上）
介護従事者は、小規模多機能型居宅介護を提供する。

(指定小規模多機能型居宅介護の利用定員)

第5条 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、25名とする。

- (1) 通いサービスは、15名
- (2) 宿泊サービスは、6名

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第6条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 生活援助
- (3) 機能訓練

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日と営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日（訪問サービスは24時間対応）
- (2) 営業時間 終日（通いサービス-午前9時～午後4時・泊まり-午後10時～午前6時）

(利用料その他の額)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食材料費
- 二 理美容代
- 三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(事業実施地域)

第9条 事業の実施地域は、廿日市市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、登録に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 施設の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害しないこと。
- (3) 指定した場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行わないこと。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は状況を把握し次のとおり対処する。

- (1) 必要に応じて病院等で受診し治療を受ける。
- (2) 家族等への事故内容、状況を報告する。
- (3) 必要に応じて警察へ連絡する。
- (4) 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び廿日市市に連絡する。

(身体拘束)

第12条 原則として利用者に対し身体拘束は行わないこととする。但し、自傷行為の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設の管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う。この場合は管理者がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載する。又、身体拘束の必要がなくなった場合は直ちに拘束を取りやめることとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。」

(高齢者虐待防止)

第14条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講ずる。
- (2) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や規程の内容について研修等を通じて学び、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上を図る。
- (3) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
- (4) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。
- (7) 虐待の防止に係る対策を検討するために委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (8) 虐待の防止のための指針を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続 年1回
- (3) その他研修 施設内研修

2 従事者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人みやうちと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 8月25日から施行する。

この規程は、令和 6年 9月 1日から施行する。

小規模多機能ホーム宮内温泉湯治の館ひまわり運営規程

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

(事業の目的)

第1条 医療法人みやうちが開設する小規模多機能ホーム宮内温泉湯治の館ひまわり（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）は、要支援者であって認知症の状態にあるものに対し、適切な介護予防小規模多機能型居宅介護の提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地、次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能ホーム宮内温泉湯治の館ひまわり
- (2) 所在地 広島県廿日市市宮内字佐原田4215番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び兼務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名
介護支援専門員は、登録者の「居宅サービス計画」の作成、法定代理受領の要件である介護予防小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」の作成業務に従事する。
- (3) 介護従業者 10名以上（うち看護職員1名以上、常勤1名以上）
介護従事者は、小規模多機能型居宅介護を提供する。

(指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用定員)

第5条 指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員は、25名とする。

- (1) 通いサービスは、15名
- (2) 宿泊サービスは、6名

(指定介護予防認知症対応型生活介護の内容)

第6条 指定介護予防認知症対応共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日と営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日（訪問サービスは24時間対応）
- (2) 営業時間 終日（通いサービス-午前9時～午後4時・泊まり-午後10時～午前6時）

(利用料その他の額)

第8条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食材料費
- 二 理美容代
- 三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(事業実施地域)

第9条 事業の実施地域は、廿日市市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、登録に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 施設の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害しないこと。
- (3) 指定した場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行わないこと。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は状況を把握し次のとおり対処する。

- (1) 必要に応じて病院等で受診し治療を受ける。
- (2) 家族等への事故内容、状況を報告する。
- (3) 必要に応じて警察へ連絡する。
- (4) 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び廿日市市に連絡する。

(身体拘束)

第12条 原則として利用者に対し身体拘束は行わないこととする。但し、自傷行為の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設の管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う。この場合は管理者がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載する。又、身体拘束の必要がなくなった場合は直ちに拘束を取りやめることとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(高齢者虐待防止)

第14条 事業所は、利用者等の人權の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講ずる。
- (2) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や規程の内容について研修等を通じて学び、従業者の人權意識の向上や知識や技術の向上を図る。
- (3) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
- (4) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。
- (7) 虐待の防止に係る対策を検討するために委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (8) 虐待の防止のための指針を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続 年1回
- (3) その他研修 施設内研修

2 従事者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人みやうちと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 8月25日から施行する。
この規程は、令和 6年 9月 1日から施行する。